

**『異常気象時』『東海地震注意情報・予知情報発令時』
および『地震発生時』の対応について**

1 異常気象時

(1) 台風等で暴風警報が発令された場合

児童の登校前

児童が登校する以前に、春日井市に暴風警報が発令された場合は次の通りです。

解除の時間	授業の取り扱い	食事
午前7時までに解除	・ 平常授業 ・ 通学団で通常の登校	○ 前日中に給食中止が決定されたとき → 弁当持参
午前7時から午前11時までに解除	・ 5時間目から授業開始 ・ 通学団で登校（5時間目開始1時間前に集合）	○ 家庭で食事
午前11時を過ぎてから解除	・ 休校（授業中止）	○ 家庭で食事

※ 道路の冠水等で、登校が危険と保護者が判断された場合は、その状況を学校へ連絡し、自宅で待機させてください。

春日井小学校 ☎ 0568-31-2201

児童の登校後

児童が在校中に暴風警報が発令された場合は、緊急下校調査に従い、次の通りに下校します。

① 下校グループ

気象および通学路の状況を判断し、児童を安全に帰宅させられると判断した時は、通学班で教師付き添いのもと、速やかに下校させます。給食を中止して下校する場合があります。その時は、ご家庭で昼食のご用意をお願いします。

下校が危険と判断される場合は、学校待機とします。

② 引き渡しグループ

保護者に速やかに迎えに来ていただき、引き渡します。

※ 暴風警報が発令された場合「イルカクラブ」「松山子どもの家」「放課後なかよし教室」は、開設されません。

(2) 大雨警報・洪水警報が発令された場合

児童の登校前

① 大雨警報または洪水警報が発令された場合、安全であれば、平常通り授業を行います。

② 通学路等が危険と判断された時は、その状況を学校に連絡し、自宅で待機させてください。

児童の登校後

大雨警報または洪水警報が発令された場合など、大雨・洪水等により下校が危険な状況にある場合は、通学路の危険がなくなるまで学校で待機させます。

(3) その他の異常気象の場合

学校HPに掲載するとともに、緊急メールでも連絡しますので、ご確認ください。